

(仮称) 森林環境税及び森林環境税譲与税について

1 森林環境税と森林環境譲与税の概要

(1) 税の目的と仕組み

ア 目的

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため森林環境税及び森林環境譲与税が創設される。

(平成31年の通常国会にて税法案が審議される。)

イ 仕組み

国税（森林環境税）として徴収、徴収した全額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に譲与

(2) 森林環境税の賦課方式と見込まれる税収等

ア 税率

年額 1,000 円（国内に住所を有する個人に対して課税）

イ 賦課徴収

市町村において、個人住民税と併せて賦課徴収

(県を経由して国の交付税及び譲与税配布金特別会計に払い込み)

ウ 税収

平成36年度 約300億円

平成37年度以降 約600億円

(3) 森林環境譲与税の譲与基準と見込まれる譲与額

ア 譲与基準

譲与割合は、市町村9割、都道府県1割

ただし、制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されるため、市町村8割、都道府県2割で、段階的に移行

譲与基準は、私有林人工林面積で5割、林業就業者数で2割、人口で3割を按分

イ 見込まれる譲与額

年度	全国	千葉県内市町村総額(試算額)	千葉県(試算額)
H31～33	200億円	314百万円	78百万円
H34～36	300億円	471百万円	118百万円
H37～40	400億円	667百万円	118百万円
H41～44	500億円	863百万円	118百万円
H45以降	600億円	1059百万円	118百万円

(4) 森林環境譲与税の用途

ア 市町村の用途

間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。

イ 県の用途

森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。

2 新しい森林経営管理について（森林経営管理法の概要）

- (1) 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- (2) 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける（経営管理権の設定）
- (3) 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託（経営管理実施権の設定）
- (4) 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

※ 森林所有者の責務（法第3条第1項）

森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

※ 市町村の責務（法第3条第2項）

市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県の役割

(1) 森林環境譲与税及び森林経営管理法における県の役割

ア 森林環境譲与税

平成30年度税制改正大綱において、県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に譲与税を充てることとされている。

イ 森林経営管理制度

法第49条にて、都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めるものとされている。

(2) 現在の県の取組

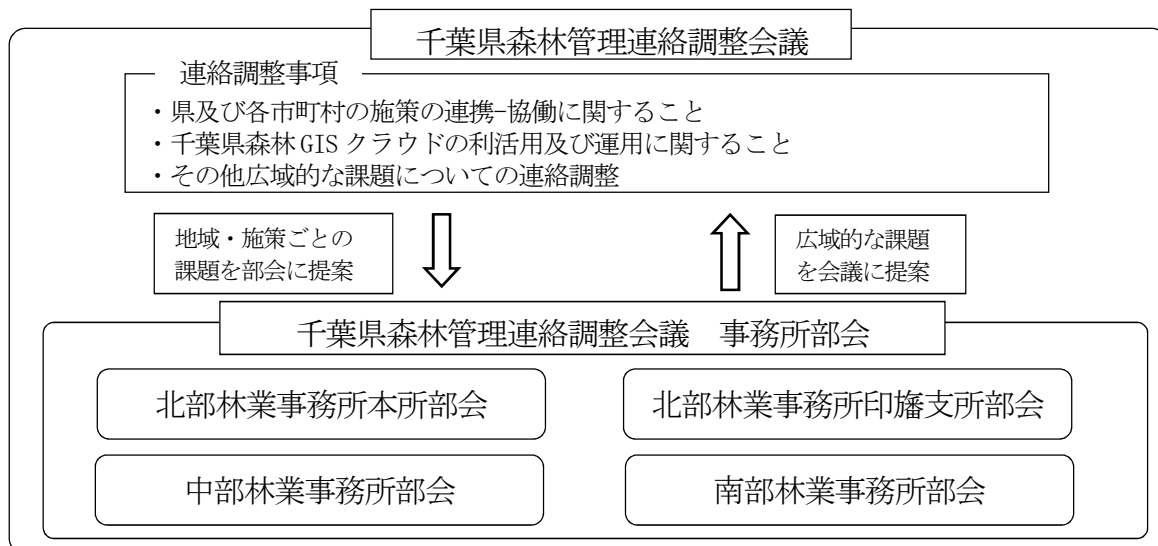
ア 森林クラウド

クラウド事業者（応用地質株）のサーバーに県が管理する森林資源情報及び市町村が管理する林地台帳情報（森林所有者情報）を集積し、リアルタイムで情報の共有と活用を行うシステム。これにより、県の森林資源情報の提供を行うとともに、次年度から市町村において公開が必要となる林地台帳の事務を行えるようにする。

イ 千葉県森林管理連絡調整会議

森林経営管理法及び森林環境譲与税を活用した施策を効果的に推進するため、県及び各市町村が情報や意見を交換し、連携した施策の展開について協議及び調整を行うことを目的とし平成30年8月10日に設置。

また、各地域における課題についての連絡調整を行うため、林業事務所ごとに事務所部会を設置。



ウ 市町村の状況把握

(7) 市町村の用途の検討状況（平成 31 年度予算）

各市町村において検討している用途を調査し、各用途区分に該当する

市町村数を集計。

（平成 30 年 11 月現在）

用途区分	全体 (市町村数 54)	森林面積別の内訳	
		森林面積が 1,000 ha 以上の 30 市町村	森林面積が 1,000 ha 未満の 24 市町村
森林整備	14 (26%)	12 (40%)	2 (8%)
担い手対策	3 (6%)	3 (10%)	0 (0%)
木材利用促進	10 (19%)	6 (20%)	4 (17%)
普及啓発	7 (13%)	4 (13%)	3 (13%)
譲与税活用計 *1	26 (48%)	18 (60%)	8 (33%)
基金積立	42 (78%)	22 (73%)	20 (83%)
うち基金積立のみ *2	28 (52%)	12 (40%)	16 (67%)

*1 複数の用途を検討している市町村があるため、合計値は全市町村数と一致しない。

*2 基金積立の他、森林クラウド利用料のみ支出する予定の市町村を含む。

(イ) 用途の具体的内容

a. 森林整備

- ・ 計画策定や森林所有者の意向調査の実施
- ・ 緊急性の高い箇所での森林整備の実施
- ・ 森林整備に必要となる林道の補修等

b. 担い手対策

- ・ 市町村職員への研修等

c. 木材利用促進

- ・ 公共建築物（小学校等）の木造・木質化、木製品購入等
- ・ 木質バイオマスエネルギーの活用

d. 普及啓発

- ・ 木製品配付、イベント開催、パンフレット作成等

e. 基金積立

- ・ 具体的な用途を想定した上で積立てを行う市町村や、住民アンケート等を経て用途を決定するまで積立てを行うとしている市町村もあるが、現時点では用途の検討が進んでいない市町村が多い。

エ 林業普及指導員による指導助言

各事務所に配置している林業普及指導員が中心となって、市町村への指導・助言を実施。

(3) 今後の取組について

ア 市町村手引の作成

市町村が森林環境譲与税を活用した施策を検討する上での参考として、県の森林経営管理の基本的な考え方や具体的な施策の選択肢等を提示し、県及び各市町村が相互に連携した取組を進めていくことができるよう、手引を作成予定。

主な内容

- ・ 森林経営管理法の適用についての考え方
- ・ 使途を検討する際の留意点
 - 森林整備等の量や質の向上につながるものであること
 - 使途は公表を行う必要があること 等
- ・ 想定される使途の事例
- ・ 森林整備等を実施する際の具体的な手順や方法等の提案

イ 森林環境譲与税を活用した県の施策の検討状況

(ア) 市町村による森林の経営管理への支援

新たに森林の管理を担う市町村による森林整備等を、市町村の実情を勘案し、適切に支援することで、森林機能の維持増進と災害に強い森林づくりを推進

(イ) 人工林対策

サンプスギの有効活用や溝腐病被害林の再生等を進め、健全な人工林の維持・拡大を図る

(ウ) 里山の保全、整備及び活用の促進

地域住民や里山活動団体などによる里山での森林整備活動を支援し、林縁対策、獣害対策と連携した森林整備、景観向上等を促進

4 市町村の森林経営管理等ロードマップ（別紙）

(別紙) 森林環境譲与税による市町村の森林経営管理等ロードマップ

(単位：千円/年)

事業構成	第1次推進期間（3年間）			第2次（3年間）	第3次（4年間）	第4次（4年間）	第5次
	31年度	32年度	33年度	34～36年度	37～40年度	41～44年度	45年度以降
一県試算額一 県内総計（15年間） 111.8億円	新たな森林経営管理の準備・構築期間			新たな森林経営管理の拡充・見直し期間			
	392,159	392,159	392,159	588,239	784,319	980,398	1,176,478
県総計（15年間） 16.5億円	78,432	78,432	78,432	117,648	117,648	117,648	117,648
市町村総計（15年間） 95.3億円	313,727	313,727	313,727	470,591	666,671	862,750	1,058,830
森林整備	森林クラウドの活用						
	全体計画の作成（直営・委託・補助）						
	対象森林の抽出（直営・委託・補助）						
	森林所有者の意向確認（直営・委託・補助）						
	境界の明確化（委託・補助）						
	森林整備の実施（委託・補助）						
担い手対策	林業事業者や里山団体の育成、市町村職員研修等						
木材利用の促進	方針・計画作成等						
	公共建築物等における県産木材等の利用						
普及啓発	市町村民へのPR等						

「千葉県森林環境譲与税の活用の手引」の骨子(案)について

森林環境譲与税等による施策については、市町村が主体的に判断するものではあるが、県と市町村が連携し、効果的に施策を進めていくことが望ましいことから、市町村が施策を検討する上での参考として、県の基本的な考え方や、具体的な手順を提示した手引書を作成する。

1 骨子(案)の概要

(1) 森林の経営管理の方向性

森林をどのように経営管理することが望ましいか、県の考え方を示す。

- ・木材生産に適した森林では、優良な樹木を育成し団地化と路網整備を行う。
- ・水土保持機能等を重視する森林では、適正立木密度を保つ施業等を行う。
- ・市街地に近い森林では、生活環境保全等のため林縁周辺を適切に管理する。

(2) 「森林経営管理法」の適用の考え方

誰がどのように経営管理を行うか、同法を踏まえた県の考え方を示す。

- ・森林所有者には経営管理の責務があるため、まずは森林所有者が自ら、又は市町村や林業事業体等に一部を委託して行う経営管理を促進する(既存施策等)。
- ・市町村には経営管理の円滑化に努める責務があるため、森林所有者等による経営管理が困難な場合は、市町村への経営管理権設定等により経営管理を行う。

(3) 森林環境譲与税の活用の方向性

森林環境譲与税の創設の趣旨を踏まえ、活用に関する県の考え方を示す。

- ・真に森林整備等の質や量の向上につながる施策に活用する。
- ・既存施策を適切に活用した上で、森林環境譲与税を新規の施策等に活用する。
- ・特に森林資源の活用、病虫害被害林等の再生、林縁周辺の管理等を推進する。

(4) 市町村による森林整備等の実施方法

森林整備等の具体的な実施の手順や具体的な方法について提示する。

- ・計画の作成、森林所有者の意向調査、境界明確化等の実施方法。
- ・森林整備の実施方法や、委託、補助の方法、経営管理権の設定方法。
- ・森林整備の促進のために取組む木材利用促進等の実施方法等。

(5) 施策の評価と次期施策への反映

施策成果の評価や、施策への反映方法について提示する。

- ・施策の成果を各市町村で関係者も交えて評価し、その後の施策に反映。
- ・県と市町村による「森林管理連絡調整会議」において県全体の施策を協議。

2 今後のスケジュール(予定)

H30年12月	「手引(案)」市町村照会、「手引暫定版」の提示
H31年1月	市町村との連絡調整会議で「手引」説明、森林クラウド仮運用開始
H31年2月	基金条例の県議会上程
H31年3月	「手引(ver.1)」の市町村通知、森林環境税の税制法が国会で可決
H31年4月	森林GISクラウド運用開始、「森林経営管理法」施行

目的

市町村が森林環境譲与税を活用した施策を検討するための参考として、県の基本的な考え方や、具体的な業務手順を示し、もって、森林整備の促進に資するものとする。

背景

森林の現状と課題

森林の荒廃、林業の採算性の悪化

農林水産業振興計画

森林資源の循環利用と多面的機能の発揮

国の新たな制度の創設

森林環境譲与税と森林経営管理法

森林の経営管理の方向性

森林をどのように経営管理することが望ましいか、県の考え方を示す。

- ・木材生産に適した森林では、優良な樹木を育成し団地化と路網整備を行う [経済林]
- ・水土保持機能等を重視する森林では、適正立木密度を保つ施業等を行う [環境林]
- ・市街地に近い森林では、生活環境保全等のため林縁周辺を適切に管理する [里山林]

森林経営管理法の適用の考え方

誰がどのように経営管理を行うか、森林経営管理法を踏まえた県の考え方を示す。

- ・森林所有者には経営管理の責務があるため、まずは森林所有者が自ら、又は市町村や林業事業者等に一部を委託して行う経営管理を促進する（既存施策等）。
- ・市町村には経営管理の円滑化に努める責務があるため、森林所有者等による経営管理が困難な場合は、市町村への経営管理権設定等により経営管理を行う。

森林環境譲与税の活用の方向性

森林環境譲与税の創設の趣旨を踏まえ、森林環境譲与税の活用に関する県の考え方を示す。

- ・真に森林整備等の質や量の向上につながる施策に活用する。
- ・既存施策を適切に活用した上で、森林環境譲与税を新規の施策等に活用する。
- ・森林整備を積極的に進め、併せてその促進（木材利用等）に取り組む。

用途の区分ごとの方向性

- ① 森林整備：優先的に整備すべき森林から順次取り組む
(サンプスギの被害林、木材生産可能な森林、林縁周辺の森林 等)
公有林、2条森林、市街化区域の森林の整備は必要性を整理し慎重に取り組む
- ② 人材育成・担い手の確保：労働環境や待遇の確保及び異業種連携、里山活動支援等
- ③ 木材利用の促進：県産材の利用、市町村木材利用促進方針に即した施策に取り組む
- ④ 普及啓発：森林管理の必要性等の普及、森林教育、木育等に取り組む

その他

市町村と県は適切に役割を分担し施策を推進する
 県は市町村を直接支援し、また広域的な担い手対策や木材利用促進に取り組む
 森林環境譲与税の活用における留意事項（森林計画制度との整合性、用途の公表等）

施策の評価と次期施策への反映

森林環境譲与税による施策の評価や、その後の施策への反映方法を提示する。

- ・森林環境譲与税の用途は税制法に従い公表を行う。
- ・森林整備等の成果はモニタリング調査で把握し森林クラウドで管理を共有。
- ・用途や成果は市町村において関係者の意見も得て評価し次期施策へ反映。
- ・県と市町村で構成する「森林管理連絡調整会議」で県全体の施策を協議。

市町村による森林整備等の実施方法

森林整備等の具体的な実施の手順や方法について提示する。

(1) 森林整備

- ① 意向調査等の実施
計画（対象森林や実施方法等）の作成方法
森林所有者の意向調査や森林の境界明確化等の実施方法 等
- ② 森林整備の実施
・人工林の搬出間伐、被害森林の再生、植栽や保育方法
・木材の集材搬出等に必要路網整備の整備方法
・林縁周辺の管理や生物多様性に配慮した整備方法 等
- ③ 森林所有者等による経営管理方法
経営管理の実施主体に応じた森林所有者との協定、契約方法
市町村による補助又は委託の方法 等
- ④ 森林経営管理法による経営管理方法
経営管理権集積計画や経営管理実施県配分計画の作成の留意事項
市町村森林経営管理事業の実施方法 等

(2) 森林整備の促進

- ① 人材育成・担い手確保
里山団体や地域の自治組織、自伐林家等の育成策
- ② 木材利用の促進
対象経費の考え方、産地との連携、WTOとの関係 等
- ③ 普及啓発
効果的な普及啓発方法、環境教育の実施方法 等

参考

- ・市町村による森林整備等と県の支援のロードマップ
- ・森林所有者と市町村との協定書例
- ・森林整備（意向調査等含む）の積算例、仕様書例等
- ・業務と担い手について
- ・森林環境譲与税の算定方法について
- ・市町村の体制整備について
- ・森林の区分方法の詳細